

総量規制基準(案)
補足資料

平成19年 月

東京都

目 次

I	総量規制基準について	1
II	C値の設定方法について	2
III	C値の設定の考え方	2
IV	C値の設定状況	3

I 総量規制基準について

1 総量規制基準の算式

① 総量規制基準

$$\text{COD } L_c \text{ (kg/日)} = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n \text{ (kg/日)} = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p \text{ (kg/日)} = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

② 特別の総量規制基準

$$\text{COD } L_c \text{ (kg/日)} = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n \text{ (kg/日)} = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p \text{ (kg/日)} = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

L: 総量規制基準

C: 知事が業種等の区分ごとに定める係数

Q: 特定排出水の量

o, i, j: 時期の区分

時期の区分

項目 時期区分	COD	窒素	りん
昭55.7.1	Cc, Qc Cco, Qco	Cn, Qn Cno, Qno	Cp, Qp Cpo, Qpo
	Cci, Qci		
平3.7.1			
平14.10.1	Ccj, Qcj	Cni, Qni	Cpi, Qpi

2 業種等の区分

215の業種等に区分している。

3 C値の範囲

業種等の区分ごとに環境大臣が定めたC値の範囲内において、知事がC値を定める。

II C値の設定方法について

1 化学的酸素要求量(COD)

環境省告示第134号に基づき、次のように定める。

Cc、Cco:別表第1の第三欄(1)の(イ)～(ロ)の範囲の中で定める。

Cci :別表第1の第三欄(2)の(イ)～(ロ)の範囲の中で定める。

Ccj :別表第1の第三欄(3)の(イ)～(ロ)の範囲の中で定める。

2 窒素含有量

環境省告示第135号に基づき、次のように定める。

Cn、Cno:別表第1の第三欄(1)の(イ)～(ロ)の範囲の中で定める。

Cni :別表第1の第三欄(2)の(イ)～(ロ)の範囲の中で定める。

3 りん含有量

環境省告示第136号に基づき、次のように定める。

Cp、Cpo:別表第1の第三欄(1)の(イ)～(ロ)の範囲の中で定める。

Cpi :別表第1の第三欄(2)の(イ)～(ロ)の範囲の中で定める。

III C値の設定の考え方

1 化学的酸素要求量の業種区分ごとのC値について

(1) 都内に指定地域内事業場が存在する業種

CODの濃度の実績値、目標年度における排水処理技術水準を勘案のうえ、工程及び汚水処理施設の管理の徹底により、現実的に対応可能な範囲で設定する。Cc、Cco、Cci、Ccjとも同様の考え方で設定する。

(2) 都内に指定地域内事業場が存在していない業種

都内に指定地域内事業場が存在する類似業種との整合性が確保されるよう設定する。

2 窒素含有量の業種区分ごとのC値について

(1) 都内に指定地域内事業場が存在する業種

窒素含有量の濃度の実績値、目標年度における排水処理技術水準、水質の季節変動等を勘案のうえ、工程及び汚水処理施設の管理の徹底により現実的に対応可能な範囲で設定する。Cn、Cno、Cniとも同様の考え方で設定する。

(2) 都内に指定地域内事業場が存在していない業種

都内に指定地域内事業場が存在する類似業種との整合性が確保されるよう設定する

3 りん含有量の業種区分のC値について

(1) 都内に指定地域内事業場が存在する業種

りん含有量の濃度の実績値、目標年度における排水処理技術水準を勘案のうえ、工程及び汚水処理施設の管理の徹底により現実的に対応可能な範囲で設定する。Cp、Cpo、Cpiともに同様の考え方で設定する。

(2) 都内に指定地域内事業場が存在していない業種

都内に指定地域内事業場が存在する類似業種との整合性が確保されるよう設定する。

IV C値の設定状況

1 引き下げ状況

(1) 化学的酸素要求量

業種等の区分数	引き下げを実施する業種等の区分数
215(34)	12(5)

注1) ()は、指定地域内事業場が存在する業種等の区分数である。

(2) 窒素含有量

業種等の区分数	引き下げを実施する業種等の区分数
215(34)	91(22)

注1) ()は、指定地域内事業場が存在する業種等の区分数である。

(3) りん含有量

業種等の区分数	引き下げを実施する業種等の区分数
215(34)	144(25)

注1) ()は、指定地域内事業場が存在する業種等の区分数である。

2 設定状況

(1) 化学的酸素要求量

業種等の区分数	Cc、Cco (既設の特定施設)			Cci (既設の特定施設)			Ccj (新增設の特定施設)		
	下限値を設定の業種区分数	下限値と上限値の間の値を設定の業種区分数	上限値を設定の業種区分数	下限値を設定の業種区分数	下限値と上限値の間の値を設定の業種区分数	下限値を設定の業種区分数	下限値と上限値の間の値を設定の業種区分数	上限値を設定の業種区分数	
215 (34)	211 (30)	2 (2)	2 (2)	214 (33)	1 (1)	0 (0)	214 (33)	1 (1)	0 (0)

注1) ()は、指定地域内事業場が存在する業種等の区分数である。

(2) 窒素含有量

業種等の区分数	Cn、Cno (既設の特定施設)			Cni (新增設の特定施設)		
	下限値を設定の業種区分数	下限値と上限値の間の値を設定の業種区分数	上限値を設定の業種区分数	下限値を設定の業種区分数	下限値と上限値の間の値を設定の業種区分数	上限値を設定の業種区分数
215 (34)	121 (13)	42 (14)	52 (7)	213 (32)	2 (2)	0 (0)

注1) ()は、指定地域内事業場が存在する業種等の区分数である。

(3) りん含有量

業種等の区分数	Cp、Cpo (既設の特定施設)			Cpi (新增設の特定施設)		
	下限値を設定の業種区分数	下限値と上限値の間の値を設定の業種区分数	上限値を設定の業種区分数	下限値を設定の業種区分数	下限値と上限値の間の値を設定の業種区分数	上限値を設定の業種区分数
215 (34)	107 (13)	54 (16)	54 (5)	214 (33)	1 (1)	0 (0)

注1) ()は、指定地域内事業場が存在する業種等の区分数である。